

(パブリックコメント公表用案)

京丹後市コミュニティビジネス応援条例（案）

京丹後市においては、山陰海岸・世界ジオパークや国の天然記念物及び名勝指定の琴引浜をはじめとする大変豊かで風光明媚な自然環境や温泉などの自然資源、農産物・海産物など四季折々の素晴らしい恵みとともに、かつて独自の経済文化圏を形成した「古代丹後王国」の繁栄を彷彿とさせる古墳や遺跡が数多く存在する環境の中で、幾多の特色ある集落を形成しています。

都市部への人口流出や少子化等により、過疎化・高齢化の進行に伴い、各種産業の活性化、福祉・医療・子育てなどの様々な分野で社会的課題が顕在化し、また、地域社会における活力の再生も課題となっている中で、多様化する価値観等を背景に、地域の特色・環境に応じ市民みんなが住みやすく将来に希望のもてるまちづくり、市民が中心・主体となった特色と活力のある地域社会の創造がますます求められています。

このような中、地域資源や地域環境を活かし市民が中心となって社会的課題の解決を推進し、それと同時に、特色と活力ある地域社会の本格的な創造に貢献していくため、市域全域にわたり多様なコミュニティビジネスの創出、育成を図るとともに、併せて、生活基盤の円滑・機動的な整備を進め、もって、過疎化の歯止めと定住促進に貢献し、地域の振興と活性化を持続的に図っていくことを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、価値観の多様化、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴い増大する様々な地域課題に対して、市民が主体となってそれらを解決していくコミュニティビジネスの創出及びその事業活動を応援するための基本的事項を定め、市民を中心に、また市民が主体となった特色と活力ある地域づくりの推進を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「コミュニティビジネス」とは、地域課題を市民が主体となってビジネスの手法を用いて解決していくための事業。なお、この場合のビジネスは、事業を安定的・継続的に行うために必要な対価を徴収するものとし、その事業効果は持続的な地域課題解決の推進のために広く地域に還元されるものとする。

2 この条例において「地域活動団体等」とは、コミュニティビジネスを実施する主体と

なる自治会、任意団体、NPO法人、個人等をいう。ただし、会社法（平成17年法律第86号）による会社を除く。

（施策内容及び推進方法）

第3条 市は、地域活動団体等による地域課題を解決するためのコミュニティビジネスの創出及び事業活動を応援するため、次に掲げる支援策を総合的かつ計画的に実施する。

- (1) コミュニティビジネスを推進するための財政的援助
- (2) コミュニティビジネスを支える人材育成、コーディネート等
- (3) コミュニティビジネスの啓発及び情報提供

2 市は、地域課題の解決、地域の活性化及び地域の暮らしの向上のための生活基盤の整備並びに空き家の有効活用による住宅確保等定住の促進を図るものとする。

3 市は前項の施策を推進するにあたり、市民局の業務に関する必要な財政及びその運営上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、コミュニティビジネスが地域課題の解決及び特色と活力ある地域社会の創造に効果的であることを理解し、その主体として、又は利用者として、コミュニティビジネスの創出及び事業活動の推進並びに特色と活力ある地域づくりに協力するよう努めるものとする。

（関係機関等との連携）

第5条 市は、第3条に規定する支援策の実施に当たっては、国、京都府、その他商工業、観光業、農林水産業等の関連団体と密接な連携を図るものとする。

（大学等の協力と参画）

第6条 市は、地域課題の解決とそのためのコミュニティビジネスの創出及び事業活動の推進に当たっては、特色と活力ある地域社会の創造に資するため、広く大学等の教育機関並びに当該学生の協力及び参画が得られるよう努めるものとする。

（応援の対象分野）

第7条 この条例による応援の対象となるコミュニティビジネスの活動分野は、概ね次に掲げる事業活動とする。

- (1) 移住または定住促進に関する分野
- (2) 健康づくり、支え合い・助け合いの環境づくり、その他医療・福祉の推進に関する分野

- (3) 教育、食育その他子育てに関する分野
- (4) 安心・安全のまちづくり、地域情報化の推進、地域美化活動その他居住環境に関する分野
- (5) 商店街等地域産業の活性化及びブランド化、観光の振興、情報発信その他地域資源活用に関する分野
- (6) スポーツ、社会教育及び文化芸術の振興、歴史文化の保全及び活用等に関する分野
- (7) 環境の保全、新エネルギーの導入その他環境型社会の構築に関する分野
- (8) 農村都市交流、国際交流、大学連携その他地域間交流に関する分野
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域及び市民生活に関わる課題として市長が認める分野

(基金の設置)

第8条 市は、コミュニティビジネスの事業活動の推進及び支援策の円滑な運営に資するため、基金を設置することができる。

2 前項の規定により基金を設置する場合は、広く寄附金を募りつつ寄附者の意向を踏まえ、当該基金の財源として京丹後市ふるさと応援寄付金条例に基づく寄附金を活用することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。